

## 第3回 政治倫理に関する検討会次第

日時：令和5年8月25日（金） 午後1時～

場所：江東区議会（第一委員会室）

### 協議事項

- 1 （仮称）江東区議会議員政治倫理条例について （資料1）
- 2 議員研修について （資料2）
- 3 その他

## 江東区議会議員政治倫理条例の条文構成例について

### 1 目的

#### 【条文例】

この条例は、江東区議会（以下「議会」という。）及び江東区議会議員（以下「議員」という。）が区民の代表として人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理に関する基準を定めることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた区政の発展に寄与することを目的とする。

#### Point

- ・議員の倫理向上に係る規定を作り、区民の信頼に応え、開かれた区政の発展に寄与するように、条例の目的を定める。

### 2 議会の役割

#### 【条文例】

議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。

#### Point

- ・政治倫理の向上のために議会が果たす役割について定める。

#### 参考

令和5年5月8日施行による法改正により、議決権等の議会の役割及び住民の負託を受け、誠実に職務を行わなければならないという議員の職務が規定された(地方自治法第89条)。

### 3 議員の責務

#### 【条文例】

議員は、法令、条例等を遵守し、区民の代表として区政にかかわる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

## Point

- ・議員は政治倫理基準を遵守して活動するということを定める。
- ・議員は区民に対して説明責任を果たすということを定める。

## 4 区民の役割

### 【条文例】

区民は、議員に対し、政治倫理基準を逸脱するいかなる行為も求めてはならない。  
2 区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員に対し、説明を求めることができる。

## Point

- ・区民は議員に政治倫理基準を逸脱する行為を求めないことを定める。
- ・議員に説明を求めるといふ、区民の役割を定める。

## 5 政治倫理基準

### 【条文例】

議員は、常に人格及び倫理の向上に努め、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

<b>①信用失墜行為の禁止</b>	区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為を行わないこと。
	例) 政務活動費の不正使用。贈収賄等の犯罪行為。議会活動内外での不祥事。
<b>②契約における不正な働きかけの禁止</b>	区が行う委託、請負その他の契約に関し、特定の個人、企業又はその他の団体のために、有利又は不利な取り計らいをしないこと。
	例) 契約に関し、特定の個人又は企業が有利となるように入札予定価格を聞き出すなど、職員へ働きかける行為。
<b>③不当な影響力行使の禁止</b>	区職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の職員に対し、その権限又は地位を利用することにより、公正な職務執行を妨げ、又は職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
	例) 職員の採用、異動等に関して不正に介入する行為。特定の者に対して有利又は不利な状況となる政策立案中の資料等の提供を職員へ求める行為。

④地位を利用した金品等授受の禁止	その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑われるような、いかなる金品等も授受しないこと。
例) 口利きによる報酬を得る行為。実働のない顧問料等を授受する行為。	
⑤道義的批判を受ける寄附等の自粛	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の法令に違反する寄附等のほか、政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
例) 法令に違反しないとしても、区民に不信感を与えかねないような寄付を受ける行為。	
⑥人権侵害のおそれのある行為の禁止	その権限又は地位を利用して、嫌がらせをし、強制し又は強要し、若しくは圧力をかけるなど、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
例) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。	
⑦名誉棄損行為の禁止	報告会、チラシ及びSNS等を利用した情報発信により、虚偽の事実を提示または誹謗中傷の発言をするなどし、他人の名誉を毀損し、あるいは人格を損なう一切の行為をしないこと、又は第三者をして同様の行為をさせないこと。
例) SNS等で虚偽の事実を発信し、特定の個人の誹謗中傷発言をする行為。	
⑧反社会的な団体等との関わりの禁止	反社会的勢力を利用し、若しくは反社会的勢力に利用され、又は反社会的勢力の活動に関与しないこと
例) 暴力団など反社会的な団体又は個人と関わりを持つ行為。	
⑨その他法令等違反の禁止	上記に掲げるもののほか、法令その他の規程に違反しないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、区民並びに議会に対して説明責任を果たさなければならない。

※上記、各政治倫理基準の条文例下段に記載している違反の例は条文には入らない。

## Point

- ・議員が遵守すべき政治倫理基準を定める。
- ・疑惑を持たれた議員は、自らその説明責任を果たさなければならないということを定める。
- ・上記、政治倫理基準の①～⑥について規定している自治体が比較的多い。

## 参考

墨田区：①信用失墜行為の禁止③不当な影響力行使の禁止④地位を利用した金品等授受の禁止⑤道義的批判を受ける寄附等の自粛⑥人権侵害のおそれのある行為の禁止⑦名誉棄損行為の禁止、ほか、納税・保険料の納付の行う旨を規定。

北 区:①信用失墜行為の禁止②契約における不正な働きかけの禁止④地位を利用した金品等授受の禁止⑤道義的批判を受ける寄附等の自粛⑩採用等への不正な働きかけの禁止、ほか、請負について疑念をいだかせない旨を規定  
新宿区:③不当な影響力行使の禁止⑥人権侵害のおそれのある行為の禁止

## 6 兼業の報告義務

### 【条文例】

議員は、自らが区に対し請負をする場合や、主として収益事業を営む法人、区の許認可が必要な事業を営む法人又は区から補助金等を受け、若しくは受けようとする法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いた場合（既に就いている場合を含む。）には、議長に対し速やかに、別に定める兼業報告書を提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

2 議長は、前項の規定により提出された兼業報告書を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。

### Point

- ・議員は、区民全体の奉仕者として高い倫理基準が課されていることから、兼業等の実態について明らかにするために定める。
- ・法的に、請負が全面的に禁止されているわけではないため、請負の辞退を規定するのではなく、報告を課して、区民に明らかにすることで、法律違反や不正の抑止力を持たせるように定める。
- ・配偶者も含めて報告するように定める墨田区の例もある。
- ・区と関連のない企業等の役員等になった場合も報告するように定める北区の例もある。

### 参考

地方公共団体からの個人の請負は禁止されていたが、令和5年3月1日施行による法改正により、年間300万円の範囲であれば可能となった。なお、従前より地方公共団体から議員が取締役等を務める法人等が請負をする場合、請負が業務の主要部分を占めなければ可能となっている（地方自治法第92条の2）。

### 参考

地方公共団体から補助金の交付又は指定管理者の指定を受けることは、地方自治法第92条の2の請負に該当しない（平成30年4月25日付総務省通知）。

## 7 住民・議員の調査請求

### 【条文例】

議員が政治倫理基準又は法令等に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、請求代表者が、区民にあつては、議員の選挙権を有する者の●人以上の連署をもって、議員にあつては、議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に調査請求をすることができる。この場合において、請求代表者は、当該行為に係る資料を添付した別に定める調査請求書を、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書面を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。

3 議長は、調査請求の内容が政治倫理基準又は法令等に違反する行為に該当しないなど、別に定める要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項の補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなきも同様とする。

4 調査請求は、当該請求に係る行為のあつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

### Point

- ・政治倫理基準や法令等に違反する疑いがある場合などに、住民又は議員が、議長に対して調査を請求することができるように定める。
  - ・区民は●人以上(※1)、議員は議員定数の8分の1以上(※2)で調査請求ができることなどを定める。
- ※1 墨田区は1,000人、北区は500人、新宿区は100人。

### 参考

住民監査請求は1人でも可能。一方、事務監査請求は有権者の50分の1以上の連署をもって行うことが可能。政治倫理条例の調査請求に係る人数は明確な基準がない。

※2 地方自治法135条2項(懲罰の動議を議題とする場合)に準ずる。

- ・調査請求は、当該請求に係る行為のあつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない(※3)ことを定める。

※3 住民監査請求に準ずる。

## 8-1 審査会の設置

### 【条文例】

議長は、前条の調査請求が適正であると認めたときは、速やかに江東区議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託する。

2 審査会は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）を除く、議長が委嘱する議員●人をもって組織する。

3 審査会には委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員の任期は、前条の調査請求に係る審査が終了するまでとする。

### Point

- ・住民又は議員からの調査請求がある場合に調査や審査を行う機関を設置するために定める。
- ・地方自治法第138条の4に、執行機関(行政側)に附属機関を設置できる規定があるが、議会に附属機関を設置できる規定がなく、議会に外部の有識者を入れて構成する「第三者機関」を設置することは想定されていないと解釈されている。
- ・したがって、議員のみで構成する特別委員会を設置する墨田区の例や、審査会は議員のみで構成し、必要に応じて地方自治法第100条の2により、外部有識者に調査をさせる規定を置く伊勢市の例がある。

### 参考

墨田区：調査請求が適正であると認めたときは、議会の議決により議員政治倫理調査特別委員会を設置し、審査会の委員の定数は8人とする。

北 区：2年任期で審査会を置く。委員は13人とし、8人を議員、5人を区民及び識見を有する者から、議長が委嘱する。

新宿区：2年任期で審査会を置く。委員は8人とし、3人を議員、3人を区民、2人を識見を有する者から、議長が委嘱する。

伊勢市：調査請求があったときは、伊勢市議会議員政治倫理審査会を設置し、審査会の委員の定数は9人以内とする。必要に応じて地方自治法第100条の2により、外部有識者に調査をさせることができる。

## 8-2 審査会の審査

### 【条文例】

審査会は、審査事案の審査を付託されたときは、政治倫理基準違反行為の存否及び条例に定める措置について審査及び決定する。

2 審査会は、前項の審査を行うため、審査対象議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

3 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席要求が

ある場合、それに従わなければならない。

- 4 審査会は、審査に際し、審査対象議員に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 審査会は、審査に必要があるときには、地方自治法第 100 条の 2 の規定により、識見を有する者に事案について調査させるものとする。
- 6 審査会は、審査付託の日から●日以内に、議長に対し審査結果を報告するように努めるものとする。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。
- 7 審査会は、審査対象議員が政治倫理基準又は法令等に違反していると認められる場合は、議長に対して必要な措置を講じるよう求めるものとする。

## Point

- ・審査会に審査が付託された際に、審査に必要な事項を定める。
- ・審査会が審査対象議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができることを定める。
- ・審査に際し、審査対象議員に弁明の機会を与える(※1)ことなどを定める。
  - ※1 墨田区は弁明の機会を必ず与える。北区・新宿区は審査対象議員の請求による。
- ・議会に附属機関を設置することは想定されていないという解釈から、必要に応じて地方自治法第 100 条の 2 の規定により、識見を有する者に事案について調査させることを定める。
- ・審査会が審査付託の日から●日以内(※2)に、議長に対し審査結果を報告するように努めるというように審査期日を定める。

※2 墨田区・新宿区は 60 日、北区は 90 日

## 参考

住民監査請求は監査委員が監査する場合 60 日以内、弁護士等の外部監査人に個別監査を請求した場合は 90 日以内に監査を行う。

## 9-1 議会の措置

### 【条文例】

議長は、審査会より報告を受け、前条 7 項に基づく求めがあったときは、以下の措置を決定し、速やかに請求代表者及び審査対象議員に対し、その内容を文書で通知するものとする。なお、2 以上の措置を併せて講ずることを妨げない。

- (1) 議場における議長による注意
- (2) 議会・委員会等の一定期間の出席停止勧告
- (3) 議長・委員長等の役職辞任勧告
- (4) 議員辞職勧告

2 議長は、審査会より審査対象議員に政治倫理基準又は法令等に違反していないと

報告を受けたときは、速やかに請求代表者及び審査対象議員に対し、その内容を文書で通知し、対象議員の名誉を回復する措置を決定するものとする。

### Point

- ・審査会より議長が報告を受けた際に、講じる措置について必要な事項を定める。
- ・(1)(2)(4)については、地方自治法135条1項(懲罰の種類)に準ずる。
- ・(3)は他自治体の例による。

### 参考

墨田区：特別委員会が措置 (1) 議場における議長の注意、(2) 議場における謝罪文の朗読、(3) 一定期間の出席停止勧告、(4) 議会の特別委員の辞任勧告、(5) 議長等の役職辞任勧告、(6) 議員の就任する附属機関委員の辞任勧告、(7) 議員辞職勧告

北区：議会が措置 区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるとし、具体的な措置を明記していない。

新宿区：議会が措置 区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるとし、具体的な措置を明記していない。

府中市：議長が措置 区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるとし、具体的な措置を明記していない。

## 9-2 審査結果の公表

### 【条文例】

議長は、前条の措置を行ったときは、その内容をホームページ等で公表するものとする。

### Point

- ・前条における措置を講じた場合に、議長がホームページ等で公表すること定める。

## 10 請負の辞退

### 【条文例】

議員は、区に対する請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう）を辞退し、もって区民に疑惑を生じさせないように努めるものとする。

2 議員が主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たる場合も前項と同様とする。

3 前2項の規定は、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

### Point

- ・地方自治法92条の2は、議員が当該自治体に対して政令で定める額を超えて請負をすること、又は役員等を務める法人が当該自治体と業務の主要部分を占める請負をすることについて禁止している。これらを踏まえて、法律で禁止されている事項以外に区民の疑念を招かぬように請負について辞退するように努める旨を定める。
- ・配偶者も含めて辞退するように定める墨田区の例もある。

### 参考

地方公共団体からの個人の請負は禁止されていたが、令和5年3月1日施行により法改正により、年間300万円の範囲であれば可能となった。なお、従前より地方公共団体から議員が取締役等を務める法人等が請負をする場合、請負が業務の主要部分を占めなければ可能となっている(地方自治法第92条の2)。

### 参考

地方公共団体から補助金の交付又は指定管理者の指定を受けることは、地方自治法第92条の2の請負に該当しない(平成30年4月25日付総務省通知)。

## 11 指定管理者の指定の辞退

### 【条文例】

議員は、前条に規定する企業に関係する場合、当該企業が地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者とならないよう努めるものとする。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

### Point

- ・請負辞退の規定における趣旨と同様、議員が役員で、経営方針や主要な取引に関与をするなど、実質的に経営に携わっている企業は指定管理者とならないように努め、区民の疑念を招かぬように定める。
- ・配偶者も含めて辞退するように定める墨田区の例もある。

### 参考

地方公共団体から補助金の交付又は指定管理者の指定を受けることは、地方自治法第92条の2の請負に該当しない(平成30年4月25日付総務省通知)。

## 12 依頼等をしたときの記録義務

### 【条文例】

議員は、区の職員又は出資団体等若しくは指定管理者の役職員に対し、その職務に関し、口頭又は文書により意見を伝え、要望し、又は依頼をしたときは、口頭による場合はその内容を記録した文書を、文書による場合はその文書の写しを、依頼等をした日から10日以内に議長に提出しなければならない。ただし、公開の場等で依頼等をしたとき又は軽易な事項について依頼等をしたときは、この限りでない。

### Point

- ・議員が区職員等に依頼等をした時に議員が記録する義務を規定するもの。日時及び依頼の内容等を記載した対応記録を作成することを明記し、情報公開できるように定める。
- ・23区では新宿区、全国では会津若松市が規定している例がある。
- ・江東区では、令和5年5月1日に「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」を施行し、区職員が議員等から不正な働きかけ等があった場合に、その働きかけ等について区職員が記録表を作成することなどを定めた。

## 13 資産公開

### 【条文例】

#### (資産報告書等の提出)

議員は、その任期開始の日において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して100日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

- (1) 土地（信託している土地を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。）により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）種類及び数量

(7) ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称

(8) 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額

(9) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額

2 議会の議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、議会の議長に提出しなければならない。

#### (所得等報告書の提出)

議員は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、同月1日から再び議会の議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議会の議長が定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

#### (関連会社等報告書の提出)

議員は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職の名称を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議会の議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものにあつては、同月2日から再び議会の議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

#### (資産等報告書等の保存及び閲覧)

前3条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを受理した議会の議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

#### Point

- ・議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期すため定める。
- ・法律上、区議会議員の資産公開は義務ではないため23区で規定している自治体はない。
- ・市区町村長の資産公開は義務付けられていることから、江東区では、平成7年12月12日に「江東区長の資産等の公開に関する条例」を施行している。
- ・市区町村長や政令指定都市の市議会議員の資産公開条例では、主に以下4項目が規定されている。
  - 資産報告書等の提出(土地、建物、預金及び貯金、有価証券等)
  - 所得等報告書の提出(総所得金額、贈与により取得した財産等)
  - 関連会社等報告書の提出(役員等で報酬を得ている場合に法人名、住所、職名を記載)
  - 資産等報告書等の保存及び閲覧

#### 参考

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条(平成5年1月1日施行)により、都道府県知事、市区町村長、都道府県議会議員、政令指定都市議会議員については、国会議員に準じて資産公開が義務付けられた(これにより、江東区長の資産公開条例が制定された)。

## 14 問責制度

### 【条文例】

議員は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪(以下「職務関連犯罪」という。)による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、区民に対する説明会の開催を求めることができる。

- 2 議員は、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、区民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。
- 3 議員が職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定する前で、

なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催等については、前条の規定を準用する。

- 4 議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、区民全体の代表者としての品位と名誉を守り、区民に対する信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

### Point

- ・犯罪容疑で逮捕・起訴された議員が、引き続きその職にとどまろうとする時に説明会を開かせ釈明の機会を与えるために定める。
- ・23区で規定している自治体はない。

### 参考

逮捕から、有罪確定まで順を追って、釈明の機会を与える会津若松市の例がある。

- 職務関連犯罪による逮捕後の説明会
- 職務関連犯罪による起訴後の説明会
- 職務関連犯罪の有罪判決後の説明会
- 職務関連犯罪の有罪確定後の辞職措置

### 参考

#### 「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律 第1条」

地方公共団体の議会の議員が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、三年以下の懲役に処する。

2 地方公共団体の議会の議員が、国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときも、前項と同様とする。

## 政治倫理に関する議員研修の実施について

### 1 研修の目的

江東区議会議員の倫理意識の向上を図るため、研修を実施する。

### 2 日程・実施方法

- ・ 令和5年9月11日（月） 午後1時30分から4時まで（予定）
- ・ 区議会本会議場にて全議員を対象に実施

### 3 研修内容

「議員が守るべき政治倫理とは」

- ・ なぜ政治倫理が必要か
- ・ 政治倫理条例の対象を考える
- ・ 政治倫理違反への罰則の限界
- ・ 政治倫理と兼業禁止への規制
- ・ 政治倫理審査会
- ・ 資産公開制度
- ・ SNS等による議会外での不適切な言動への対応 など

### 4 研修講師

廣瀬和彦 氏

（株）廣瀬行政研究所代表取締役  
明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院講師  
元全国市議会議長会法制参事